明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（国土交通三）　一

〔告　示〕
○肥料の登録の有効期間を更新した件（農林水産一四三）　二
○生産業者の住所及び肥料の名称の変更に係る届出があった件（同一四四）　五
○肥料の登録が失効した件（同一四五）　六
○保安林の指定をする件（同一四六～一四九）　六
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一五〇～一五六）　八
○荒川水系荒川に係る洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間の変更に関する件（北陸地方整備局一〇）　八
○道路に関する件（中部地方整備局九）　八

〔国会事項〕
外務省　最高裁判所　八

〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔褒　賞〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕　一〇
官庁事項
塩釜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更の公表について（農林水産省）　一〇
産　業
日本産業規格（厚生労働省・経済産業省、国土交通省）　一〇

〔公　告〕　一〇
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　三六

省令

○国土交通省令第三号

構造改革特別区域法の一部を改正する法律（令和元年法律第六十五号）及び構造改革特別区域法施行令及び総合特別区域法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第九号）の施行に伴い、国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年一月二十七日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

国土交通省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十七年国土交通省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（利用料金の額の公告の方法）	（利用料金の額の公告の方法）
第一条　構造改革特別区域法（以下「法」という。）第二十八条第九項の国土交通省令で定める方法は、特定道路公社（同条第五項に規定する特定道路公社をいう。以下同じ。）の定款に定める方法とする。	**第一条**　法第二十八条の三第九項の国土交通省令で定める方法は、特定道路公社（同条第五項に規定する特定道路公社をいう。以下同じ。）の定款に定める方法とする。
（対価と併せて特定道路公社の業務に要する費用を償う収入の範囲）	（対価と併せて特定道路公社の業務に要する費用を償う収入の範囲）
第二条　構造改革特別区域法施行令（次条において「令」という。）第六条第三項の国土交通省令で定める収入は、料金（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金であって、認定公社管理道路運営事業（法第二十八条第一項に規定する認定公社管理道路運営事業をいう。）を開始する日の前日までにおける当該公社管理道路（同条第一項に規定する公社管理道路をいう。以下この条において同じ。）の通行又は利用に係るものに限る。）、割増金、占用料、連結料、負担金、手数料、延滞金その他の当該公社管理道路に係る地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十一条第一項の業務に係る収入（法第二十八条第十項に規定する対価を除く。）とする。	**第二条**　構造改革特別区域法施行令（次条において「令」という。）第五条第三項の国土交通省令で定める収入は、料金（道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二条第五項に規定する料金であって、認定公社管理道路運営事業（法第二十八条の三第一項に規定する認定公社管理道路運営事業をいう。）を開始する日の前日までにおける当該公社管理道路（同条第一項に規定する公社管理道路をいう。以下この条において同じ。）の通行又は利用に係るものに限る。）、割増金、占用料、連結料、負担金、手数料、延滞金その他の当該公社管理道路に係る地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）第二十一条第一項の業務に係る収入（法第二十八条の三第十項に規定する対価を除く。）とする。